

建設業者も参入する活況の中…要注意!



様々な種類が発売されているエンディングノート

人の死後、家財道具などを処理するのが遺品整理だ。高齢者や自殺者の增加で需要は年々倍増している。

昨年秋、空き家対策特別措置法が成立した。住

宅総数に占める空き家は一割を軽く

超えており、景観・治安・防災など複数の面で問題視

されている。今年6月ごろまでに施

行される同法によって、解体や修繕行政が口を

出しやすくなり、空き家

解体の件数は増加するだ

う。そこで建設業者が

遺品整理業に進出するよ

うになつた。

一般社団法人「遺品整

理士認定協会」の小根英

人理事は建物の解体と

残置物(=家財道具など)

の処分には決定的な違い

がある。それはすみの区

分。解体で出たものは産

業廃棄物だが、残置物は

「新規事業への補助金は

従来通り1社ですべての

仕事ができる」(小根氏)

建設業者や解体業者が

解体・産廃処理を手が

けている。が、これは

県だけでも、市町村や

「高齢者を集め説明会を開催」と偽り補助金詐取

建設業者や解体業者が

解体・産廃処理を手が

けている。が、これは

県だけでも、市町村や

「新規事業への補助金は

従来通り1社ですべての

仕事ができる」(小根氏)

建設業者や解体業者が